

保護者向け操作手順

高等学校等就学支援金 [広島県・私立学校]

受給資格認定申請のオンライン申請の操作手順 (生徒(保護者等))

I お手元にご用意いただくもの

- ① インターネットに接続できる端末 (スマートフォン, パソコン等)
- ② e-Shien のログイン ID 通知書
(e-Shien へのログイン ID, パスワードが記載されたもの。学校から配付)
- ③ 保護者等のマイナンバーカード^(※1) (お持ちでない場合は個人番号がわかる書類)
※1 受給資格認定申請における「収入状況の提出」に使用します。e-Shien での申請途中にカードを読み込んでマイナポータルに連携するため、端末にマイナポータルアプリ^(※2)がインストールされている必要があります。また、パソコンを使用する場合は、カード読込のための IC カードリーダーも必要です。
※2 マイナポータルアプリのインストール方法は、マニュアルの p14 の補足をご覧ください。
(マイナンバーカードをお持ちの方は、カード取得時かマイナポイント申請時にインストール済の可能性が高いと思われます。)
- ④ 「e-Shien 申請者向け利用マニュアル ②新規申請編」(2024年2月 文部科学省)

II 操作手順

(操作の詳細は申請者向け利用マニュアルの該当のページ(《 》で表示)を参照してください。)

1 ログイン

高等学校等就学支援金オンライン申請システム (e-Shien) へログインする。
《2-1. e-Shien にログインする (p5)》

2 意向登録

e-Shien 上で受給資格認定申請の意向が「ある or ない」(申請する/しない)の登録をする。
《2-2. 申請する意思が「ある or ない」の意向を確認する (p6~p7)

(意向なしの場合はここで完了)

留意点等①

意向を誤って登録した場合は学校に連絡してください。
修正の登録をする前に学校での操作が必要です。

(意向ありの場合)

3 受給資格認定申請

e-Shien 上で受給資格認定の申請をする。

留意点等②

申請情報の登録は随時「一時保存」して中断し、
後から再開することもできます。【別紙参照】

(1) 生徒情報の登録

《2-3. 受給資格認定の申請をする 2. 認定申請登録 (生徒情報) 画面 (p7)》

留意点等③

- ・ 生徒情報の登録について、操作マニュアルには「学校で登録された生徒情報が表示されるので、」とありますが、本校の場合、郵便番号及び住所は学校で登録していませんので、入力してください。
- ・ 住所の「市区町村」には、「〇〇市」(広島市の場合も)や、「〇〇郡〇〇町」までを入力してください。

3 受給資格認定申請（続き）

- (2) 学校情報の確認（・登録） 《2-3.3. 認定申請登録（学校情報）画面（p9～p10）》
※ 過去に他の高等学校等に在籍していた期間がある場合はここで登録

- (3) 保護者等情報の登録（ア→イ→ウの順に登録）

ア 収入状況の提出が必要な保護者等（収入状況の確認対象者）の確認

《2-3.4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（p11）》

（収入状況の提出が必要な保護者等について次のイ、ウを繰り返す）

イ 保護者等情報の登録（氏名、生年月日、住所、課税地、収入状況提出方法 等）

《2-3.4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（p12）》

※ 生活扶助を受給している場合はその情報を登録。（その場合「課税地」の登録は不要）

《2-3.4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（p13）》

留意点等④

メールアドレスを登録されると、e-Shien 上での審査が完了した段階でお知らせのメールが送信されますが、正式な認定決定通知等は後日書で行います。文書発送まで〇か月程度かかりますのであらかじめご了承ください。

留意点等⑤

「課税地情報」（都道府県、市区町村）として登録するのは、今回（令和6年4月申請）の場合、令和5年1月1日現在の住所です。

ウ 収入状況の提出（※「イ」で次のどれかを「収入状況提出方法」として選択）

方法①（マイナンバーカードを持っている場合）

個人番号カードを使用して自己情報を提出

《2-3.4. 認定申請登録（申請状況取得）画面（p14～p18）》

留意点等⑥

「申請日」は、今回（令和6年4月申請）の場合、「2024年04月01日」にしてください。

留意点等⑦

マイナポータル連携がエラーになるなど、方法①がうまくいかない場合は、方法②に切り替えてください。【別紙参照】

方法②（マイナンバーカードを持っていない場合）

個人番号を入力

《2-3.4. 認定申請登録（申請状況取得）画面（p19）》

方法③（①、②のいずれも難しい場合）

システム外（書面）で課税証明書等を提出

- (4) 登録内容、確認事項の確認をし、申請 《2-3.7. 認定申請登録確認画面（p20）》

Ⅲ 問い合わせ先等

- (1) 高等学校等就学支援金の制度内容や e-Shien の操作について不明な点があれば、学校にお問い合わせください。
- (2) オンライン申請ができない（インターネットに接続できる端末がない等）場合は書面で申請書等をご提出ください。詳しくは学校にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

シンギュラリティ高等学校 事務室 白石、武田

電話番号 082-288-2026

※ メールアドレスを登録しないこととする場合の「留意点等④」

留意点等④

メールアドレスについては登録しないでください。
事務処理の混乱を避けるため、本校では e-Shien のメール
連絡機能は使用しません。

別紙 e-Shien の操作の補足説明（申請者向け利用マニュアルに記載されていないこと等）

留意点等②関係 申請情報の登録を「一時保存」して中断した後、再開する場合の操作
（意図せず中断になった場合を含む。）

	<p>ログインした後、マイページで「認定申請」を押し、認定申請画面を開く。</p>
	<p>「認定申請登録（再開確認）」画面が表示されるので、「はい、保存された受給資格認定申請を使用して申請を行います。」を選択し、画面右下の「受給資格認定申請を行う >」ボタンを押す。</p>
<p style="text-align: center;">＜画面省略＞</p>	<p>「認定申請登録（生徒情報）」画面で、何も入力等せず、画面右下の「学校情報入力 >」ボタンを押す。</p>
<p style="text-align: center;">＜画面省略＞</p>	<p>「認定申請登録（学校情報）」画面で、何も入力等せず、画面右下の「保護者等情報入力 >」ボタンを押す。</p>
	<p>認定申請登録（保護者等情報）」画面に、一時保存済の保護者等情報が表示されるので、「保護者等の変動（追加・削除）はありません。」を選択してから、必要な追加・修正入力を行い、操作を進めていく。</p>

別紙 e-Shien の操作の補足説明（申請者向け利用マニュアルに記載されていないこと等）

留意点等⑦関係 マイナポータル連携がエラーになるなど、方法①「個人番号カードを使用して自己情報を提出」がうまくいかず、方法②「個人番号を入力」に切り替える場合の操作

	<p>画面左下の「< 認定申請登録（保護者等情報）に戻る」ボタンを押し、「認定申請登録（保護者等情報）」画面に戻る。</p> <p>※ ブラウザの「戻る」ボタンを押すと操作ができなくなることがありますので、必ず e-Shien 画面の「< 認定申請登録（保護者等情報）に戻る」ボタンを押して戻ってください。</p>
	<p>「収入状況提出方法」について、「個人番号を入力する」を選択しなおして、「個人番号」欄に個人番号（12桁）を入力する。</p>
	<p>画面下部の「入力内容確認（一時保存）」ボタンを押して、操作を進めていく。</p>

※ 画面が落ちたり動かなくなったり、必要な画面に移動できなくなったりした場合は、ログインし直して操作してください。（留意点等②関係 申請情報の登録を「一時保存」して中断した後、再開する場合の操作」参照）